

令和6年度 第7回中央区協議会
(中地域分科会)
会議資料③

【答申事項】

ア 令和7年度中央区役所費（中地域分）の予算要求の概要について

【区振興課】

【協議事項】

ウ 令和6年度市民活動表彰に係る団体推薦（中地域分）について

【区振興課】

【その他】

(1) 代表会からの連絡事項について【区振興課】

- ・ 令和7年度以降の区政運営方針における「将来像（案）」について
- ・ 追加分のパブリック・コメント(パブコメ)の取扱い結果について

(2) 浜松市川づくり計画（案）のパブリック・コメントの実施について

【区振興課】

(3) 令和6年度区協議会委員研修について【区振興課】

令和6年10月16日開催

中央区協議会
(中地域分科会)

(案)

答申—ア

第 11 号様式

諮問事項に対する答申書

中央区協議会（中地域分科会）

件 名	令和 7 年度中央区役所費（中地域分）の予算要求の概要について
諮 問 内 容	令和 7 年度中央区役所費（中地域分）の予算要求の概要について諮問するもの。
答 申	諮問内容について審議の結果、適切であると認めます。
備 考	

令和7年度 中央区役所費（中地域分） 予算要求の概要（案）

（千円）

事業	R7年度 A (見込額)	R6年度 B (当初)	増減 A-B	内訳・備考 等 ()内はR6当初予算額
中央区役所費（中地域分）	414,417	368,853	45,564	人件費を除く
1 区管理運営事業	7,072	7,115	△ 43	(1) 区役所等運営事業 1,311千円 (1,232千円) (2) 公有財産維持管理事業 5,761千円 (5,883千円)
2 協働センター等運営事業	143,211	129,387	13,824	別紙参照 ※当日配付資料
3 地区コミュニティ協議会事業	750	750	0	
4 区協議会運営事業	476	438	38	
5 地域力向上事業	16,506	14,211	2,295	(1) 市民提案による住みよい地域づくり助成 事業（補助金） 6,000千円 (4,900千円) (2) 区民活動・文化振興事業 1,673千円 (150千円) (3) 区課題解決事業 7,183千円 (7,511千円) (4) 協働センター等を核とした地域課題解決事業 1,650千円 (1,650千円)
6 行政連絡事業	138,588	137,561	1,027	配布世帯数増加
7 自治会振興事業	104,814	79,391	25,423	(1) 自治会集会所整備費助成事業（補助金） 51,166千円 (27,719千円) (2) 防犯灯設置維持管理費助成事業（補助金） 53,648千円 (51,672千円)
8 (仮)中央区魅力発見事業	3,000	0	3,000	【新規事業】

※令和6年9月17日現在

第9号様式

区 協 議 会

区 分	☐ 諮問事項 ☒ 協議事項 ☐ 報告事項
件 名	令和6年度市民活動表彰に係る団体推薦（中地域分）について
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	・各地域で優れた市民活動を行う団体を表彰することで、団体のモチベーションを高めるとともに、多くの市民に市民協働をPRするもの。 ・原則として各地域（旧7区単位）から1団体を推薦する。 ・区協議会の意見を踏まえ団体を選考する。 ・各地域からの推薦団体のうち、1団体を市長賞、その他を区長賞とする。
対象の区協議会	中央区協議会（中地域分科会）
内 容	令和6年度市民活動表彰における地域からの推薦団体について、浜松市市民活動表彰要綱第6条第2項に基づき協議するもの。 中央区中地域からの推薦団体の概要は別紙のとおり。
備 考 (答申・協議結果を得たい時期、今後の予定など)	
担当課	中央区区振興課

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

浜松市市民活動表彰 団体推薦書 （ 中央区中地域 ）

(ふりがな) 団体名	とうぶ め に ー ふ れ ん ず 東部メニーフレンズ	(ふりがな) 代表者氏名	まつおか ゆうな 松岡 優奈 いぶた まさき 井二 雅喜 (顧問：河合)
団体設立年月	1999 年 9 月	団体員数	27 人
団体活動目的	学校・家庭・塾以外の社会と係わる機会の少ない今の子どもたちにボランティアを通して地域と交流し、健全で楽しく活動できる場を提供すること。		
これまでの 主な活動実績	生涯学習ボランティア団体として、東部協働センターを拠点とし、東部中学校やそのＯＢ・ＯＧ、地域の方を中心に、東部チャイルドフェスタや東部協働センターまつりの企画運営、食育講座やボランティア養成講座等の開催、プルタブ・使用済み切手等の回収・寄附など、生涯学習に関する取組を企画・実行している。		
P R し た い 活 動 実 績 の 概 要	活動名	東部チャイルドフェスタ、東部協働センターまつり	
	活動の期間	1999 年 9 月～現在継続中（25 年間）	
	活動財源 該当するもの全 てに○	行政からの補助金・団体会費・寄附・当該活動により得た収益・ その他（江東地区社会福祉協議会からの助成金）	
	活動のきっかけ	浜松市生涯学習ボランティア養成講座を受講した大人や地域の中高生で組織し、活動をスタートした。	
	内容	・ 2 大イベントとして夏の東部チャイルドフェスタ、冬の東部協働センターまつりの企画、運営に関わっている。 ・ 企画、運営は中高生から大人まで、自分の意見をはっきり伝え、ボランティアの自覚をもって活動に参加している。 ・ 基本的に子どもたちが主役となり大人がサポートすることで、異世代が楽しく交流しながらイベント準備、運営をしている。	
	成果	・ 何もかも先輩や大人に頼るばかりではなく、中高生の力でやり遂げることで成長に繋がっている。 ・ 一人では無理なことでもみんなでやればできる、という達成感や充実感を得ている。 ・ ボランティアを自らの意思で行い、自分を高める場とするとともに、地域を大切に思う気持ちの醸成に繋がっている。 ・ 地域の中高生を担い手として巻き込み、後継者の育成が機能し、次世代へ承継が図られた。	
	この活動について更に発展させたいこと	・ 中学生から 90 代の大人までが在籍しており異世代の交流はできているが、年齢層に偏りがあるため、間が空いている世代の方が新規に加入することで、活動の幅が広がり内容も充実していくことを期待する。	
	活動に協力した団体等	行政・企業・NPO・学校・市民・ その他（江東地区社会福祉協議会） 協力の内容 チラシの作成等の協力（行政）、助成金（江東地区社会福祉協議会）	

浜松市市民活動表彰について（令和6年度）

1 目的

優れた市民活動を行う団体（以下「市民活動団体」という。）を表彰することで、団体のモチベーションを高めるとともに、多くの市民に市民協働をPRするもの。

《期待される効果》

- ・ 団体のモチベーションの向上
- ・ 市民協働のPR
- ・ 団体の存在や活動のPR

2 表彰までの流れ

- （1） 区長は、原則として各地域（旧7区単位）から1団体を推薦する。ただし、1区につき1団体は必ず推薦すること。
- （2） 団体の選考は、各区行政推進会議等で審査を行う。
- （3） 上記の審査後、各区協議会（地域分科会）に意見を求め、その意見を踏まえ団体を選考する。
- （4） 上記により選考された団体のうちから、区長連絡会議で候補を絞り、市長が市長賞を決定する。また、市長賞受賞団体以外の団体を区長賞とする。
- （5） 市長賞及び区長賞表彰団体の事例発表については各区の裁量において場や機会を設け、実施する。

3 スケジュール

区分	7～11月	12月	1月	2月	3月
各区	区行政推進会議等での審査 ↓ 区協議会（地域分科会）への意見聴取		区長賞の決定	・ 区長賞授与式 ・ 事例発表	
市民協働・地域政策課	選考団体の取りまとめ	区長連絡会議での絞り込み	市長賞の決定	市長賞授与式	

4 対象団体

市内に住所を有する又は市内で活動する法人、その他グループ。法人格の有無は問わないが、公序良俗に反する活動を行う団体でないこと。

例：企業、NPO、自治会、ボランティア団体、まちづくり団体、学校のサークル等

5 対象となる活動

地域内の課題解決のために行った公益性の高い活動で、継続中または令和5年4月1日以後に終了したものとする。

例：環境保全事業、青少年育成事業、福祉事業、交通安全事業、町おこし事業、高齢者支援事業、防災事業、観光振興事業、スポーツ・文化振興事業など

※営利活動、宗教活動、政治活動、国・県・市からの委託事業、公序良俗に反する活動を除く。

【その他(1)】代表会からの連絡事項について
・令和7年度以降の区政運営方針における「将来像（案）」について

協議－ア

第9号様式

区 協 議 会

区 分	☐ 諮問事項 ☒ 協議事項 ☐ 報告事項	
件 名	令和7年度以降の区政運営方針における「将来像（案）」について	
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	○背景 区民の皆様とともに地域の課題を解決し、市民サービスの向上や暮らしやすい地域づくりを進めるために、区長が区政運営に当たっての基本的な方針、区の実施課題等を区政運営方針として毎年度公表している。	
対象の区協議会	中央区協議会（代表会）	
内 容	令和7年度以降の区政運営方針における「将来像（案）」について意見を伺うもの。 令和7年度以降の区政運営方針は、区再編を契機として次のとおりの策定方針とすることとなった。 ・「将来像」及び「基本方針」の2項目で構成する。 ・区単位で作成し、地域（旧区）ごとの主要事業等を記載する。 上記方針を第1回代表会で協議した結果を受け、各地域分科会で委員より「将来像」に関する意見やキーワードを募集、協議を行った。また、それらを参考に区振興課及び行政センターで作成した「将来像」のたたき台について、各地域分科会で協議を行った。 については、各地域分科会での協議の結果を踏まえ、区振興課及び行政センターで作成・修正した「将来像（案）」について意見を伺うもの。 (補足) 「将来像」 ……「キャッチフレーズ」及び「10年後の目指す姿」で構成 「基本方針」 ……従来の「基本方針」及び「まちづくりの柱」を統合	
備 考 (答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など)	○今後の主な予定 令和6年10月 分科会での協議結果を踏まえた「将来像（案）」を代表会で協議 令和6年10月～ 令和7年3月 区振興課、行政センターで全体の素案を作成、随時代表会及び分科会で協議 令和7年4、5月 「将来像」と併せ令和7年度中央区区政運営方針を代表会及び分科会で報告 公表	
担当課	中央区区振興課	

各地域分科会における主な意見

<第5回（8月）地域分科会>

No.	質問・意見
1	「ユーフォリア」という単語について調べたが、一時的で過度な多幸感という意味もあった。複数の意味や訳を持つのはわかるが、曲解される可能性がある言葉の使用は避けた方がいいのではないかな。
2	外来語では伝わりづらい世代もいる。できれば馴染みのある日本語で表現してもらいたい。
3	若者にも関心を持ってもらうために外来語で表現したとの説明だったが、若者＝外来語を好むとは限らないと思う。
4	「ユーフォリア」のような補足説明が必要な言葉は、広く公表していくキャッチフレーズに向かないと思う。
5	一般的ではない外来語より、シンプルで直感的に伝わるわかりやすい言葉にした方がいいと思う。
6	各地域の意見をうまくまとめて「ユーフォリア」という言葉で表現してくれたが、もう少しわかりやすい言葉の方がいいと思う。
7	「ユーフォリア」という単語は、まだ世間に広く浸透しているとは言えないと思うが、これを広めていくという意味もあるのではないかな。
8	説明資料の「10年後の目指す姿」欄の2段落目にある「～場合は融和」という言い回しがわかりにくい。
9	説明資料の「代表会、地域分科会でのキーワードや意見（抜粋）」欄の（意見）2ポツ目にある「差別化」という言葉は誤解を招く可能性がある。

<第6回（9月）地域分科会>

No.	質問・意見
1	説明資料の「10年後の目指す姿」欄の2段落目の文章に違和感がある。説明を聞けば文章が意味するところは理解できるし共感できるが、もっとわかりやすいものになるとより良いと思う。
2	修正後のたたき台は、平易な表現になりスムーズに頭に入るようになった。

(新)

令和7年度以降の区政運営方針における「将来像（案）」について

中央区・区振興課

東行政センター

西行政センター

南行政センター

キャッチフレーズ	中央区 調和と融和で紡ぐ 豊かな暮らしの輪
10年後の 目指す姿	令和6年1月の区再編により誕生した中央区には、商業施設や官公庁などの都市機能に加え、豊かな自然や景勝地、観光資源、世界に誇る産業など多彩な魅力があります。 これらの魅力を中央区に関わるすべての人が尊重し合い、引き続き大切にするとともに、その魅力がより高まり、区全体が発展できるよう「調和と融和」で紡いでまいります。 中央区の魅力を最大限に活かし、安全・安心でだれもが輝き豊かで暮らしやすく、一人ひとりの幸福感が地域にそして区全体に輪として広がるまちを目指します。
理由	代表会、地域分科会でのキーワードや意見（抜粋）
	（キーワード） ・地域の個性が輝く、融和と連携、魅力多彩、個性的、多様な地域性 ・安全・安心、だれもが暮らし（住み）やすい、活気がある、幸福感増大 ・子育てがしやすい、若者が集まる、思いやり、赤ちゃんからお年寄りまで （意見） ・中央区の独自性は、文化・産業・都市・自然等の多様性が調和することである ・浜名区や天竜区、また市全体とも重ならない中央区の独自性がある将来像にしてほしい
	意見を受けての検討
・「調和」は『尊重し合い共存すること』を意味し、「融和」は『混ざって融けて調和し共有すること』を意味する。中央区における各地域の多彩な特長や魅力を引き続き大切にし「調和」していくことや、さらに、混ざり合うことで区全体としての相乗効果が期待できる場合は「融和」を意識し、区全体も地域も輝くまちを目指す。 ・浜松市総合計画の次期基本計画は、ウェルビーイング（身体的、精神的、社会的に良好な状態）の視点を取り入れており、一人ひとりが幸福を実感できることを目指している。「暮らし（住み）やすい」、「安心できる」、「活気がある」等の意見は、幸福感との相互の因果関係にある。 ・多彩な特長や魅力が「調和」・「融和」することで、一人ひとりの暮らしが充実し幸福感に満たされることを豊かな暮らしと表現し、それが区再編を受けての中央区として目指す将来像であると考える。 ・上記抜粋以外にも、区政において重要なキーワードや意見を多くいただいたため、それを踏まえ基本方針を検討していく。	

(旧)

令和7年度以降の区政運営方針における将来像のたたき台について

中央区・区振興課

東行政センター

西行政センター

南行政センター

キャッチフレーズ	中央区 調和と融和で紡ぐ 豊かな暮らしの輪
10年後の 目指す姿	中央区は、商業施設や官公庁などの都市機能に加え、豊かな自然や景勝地、観光資源、世界に誇る産業など多彩な魅力を持っています。 それぞれの地域でこれまで育まれた様々な魅力を引き続き大切にし調和していくことや、さらに、混ざり合うことで区全体としての相乗効果が期待できる場合は融和しながら、安全・安心でだれもが輝き豊かで暮らしやすく、一人ひとりの幸福感が地域にそして区全体に輪として広がるまちを目指します。
理由	代表会、地域分科会でのキーワードや意見（抜粋）
	（キーワード） ・地域の個性が輝く、融和と連携、魅力多彩、個性的、多様な地域性 ・安全・安心、だれもが暮らし（住み）やすい、活気がある、幸福感増大 ・子育てがしやすい、若者が集まる、思いやり、赤ちゃんからお年寄りまで （意見） ・中央区の独自性は、文化・産業・都市・自然等の多様性が調和することである ・浜名区や天竜区、また市全体とも重ならない中央区の独自性がある将来像にしてほしい
	意見を受けての検討
	・「調和」は『尊重し合い共存すること』を意味し、「融和」は『混ざって融けて調和し共有すること』を意味する。中央区における各地域の多彩な特長や魅力を引き続き大切に「調和」していくことや、さらに、混ざり合うことで区全体としての相乗効果が期待できる場合は「融和」を意識し、区全体も地域も輝くまちを目指す。 ・浜松市総合計画の次期基本計画は、ウェルビーイング（身体的、精神的、社会的に良好な状態）の視点を取り入れており、一人ひとりが幸福を実感できることを目指している。「暮らし（住み）やすい」、「安心できる」、「活気がある」等の意見は、幸福感との相互の因果関係にある。 ・多彩な特長や魅力が「調和」・「融和」することで、一人ひとりの暮らしが充実し幸福感に満たされることを豊かな暮らしと表現し、それが区再編を受けての中央区として目指す将来像であると考える。 ・上記抜粋以外にも、区政において重要なキーワードや意見を多くいただいたため、それを踏まえ基本方針を検討していく。

【その他(1)】代表会からの連絡事項について
・追加分のパブリック・コメント（パブコメ）の取扱い結果について

報告－ア

第9号様式

区 協 議 会

区 分	☐ 諮問事項 ☐ 協議事項 ☒ 報告事項
件 名	追加分のパブリック・コメント（パブコメ）の取扱い結果について
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	－
対象の区協議会	中央区協議会（中央区代表会）
内 容	新たに追加されたパブコメ案件（1件）について、各地域分科会の意向を確認したため、その取扱い結果を報告するもの。 ●追加のパブコメ案件の概要 ・実施担当課：河川課 ・計画名：浜松市川づくり計画 【参考】 ◆第3回中央区協議会（代表会）の議決事項（書面開催） (1) <u>追加パブコメの運用区分について、地域分科会に付託し、地域分科会の意向を確認すること。</u> (2) 同一区内の地域分科会で追加パブコメの運用区分が一致しない場合の、決定ルールを定めること及びその内容 (3) <u>(2)に基づき決定した追加パブコメの運用区分について、代表会へ報告すること。</u> (4) 今後、新たに追加パブコメ案件が発生した場合は、上記に基づき同様に処理すること。
備 考 (答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など)	－
担当課	中央区区振興課

《パターン別の事務局（案）》

【取扱い項目が全会一致の場合】

指定の取扱い項目とする。

【取扱い項目が混在する場合】

①最も多い項目を、取扱い項目とする。

②同数の場合は、よりきめ細かな対応の取扱い項目とする。

・項目が「代表会」と「分科会」が混在した場合は、「分科会」とする。

・項目が「代表会」と「資料配付」が混在した場合は、「代表会」とする。

③項目が「分科会」と「資料配付」が混在した場合は、各地域分科会の意向を尊重する。

No.	件名	地域分科会（案）					代表会（決定）			
		中	東	西	南		中	東	西	南
1	浜松市総合計画基本計画(案)	分科会	分科会	分科会	分科会	→	分科会	分科会	分科会	分科会
2	第4次浜松市教育総合計画(案)	資料配付	資料配付	分科会	資料配付	→	資料配付	資料配付	分科会	資料配付
3	宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく宅地造成等の工事規制区域及び特定盛土等規制区域の告示(案)	代表会	代表会	分科会	分科会	→	分科会	分科会	分科会	分科会
4	第3次浜松市中山間地域振興計画(案)	代表会	代表会	代表会	代表会	→	分科会	分科会	分科会	分科会
5	浜松市国際戦略プラン(案)	資料配付	資料配付	資料配付	資料配付	→	資料配付	資料配付	資料配付	資料配付
6	(仮称)浜松市公共施設等総合管理計画(案)	資料配付	資料配付	分科会	資料配付	→	資料配付	資料配付	分科会	資料配付
7	浜松市犯罪のない安全で安心なまちづくり基本計画(案)	資料配付	分科会	分科会	資料配付	→	資料配付	分科会	分科会	資料配付
8	第4次浜松市男女共同参画基本計画(案)	資料配付	分科会	分科会	資料配付	→	資料配付	分科会	分科会	資料配付
9	第3期浜松市スポーツ推進計画（（仮称）浜松市スポーツ推進ビジョン）(案)	資料配付	資料配付	分科会	資料配付	→	資料配付	資料配付	分科会	資料配付
10	(仮称)浜松市こども計画(案)	分科会	分科会	分科会	分科会	→	分科会	分科会	分科会	分科会
11	浜松市農業振興ビジョン(案)	資料配付	資料配付	分科会	資料配付	→	資料配付	資料配付	分科会	資料配付
12	浜松市のみちづくり計画(案)	分科会	分科会	代表会	分科会	→	分科会	分科会	分科会	分科会
13	第3次浜松市環境基本計画(案)	資料配付	分科会	分科会	資料配付	→	資料配付	分科会	分科会	資料配付
14	第3次浜松市人権施策推進計画(案)	資料配付	資料配付	資料配付	資料配付	→	資料配付	資料配付	資料配付	資料配付
R6.10追加	15 浜松市川づくり計画（案）	資料配付	分科会	分科会	分科会	→	資料配付	分科会	分科会	分科会

（№4）
所管課からの申し出により、
中央区代表会ではなく
各地域分科会での意見聴取を
必要とするもの。

代表会	・・・代表会で審議
分科会	・・・分科会で審議
資料配付	・・・説明なし・概要版配付のみ

浜松市川づくり計画(案)

に対するご意見をお待ちしています！

「パブリック・コメント制度」とは、市が計画や条例などを策定するときに、案の段階で市民の皆さんに公表し、ご意見、ご要望などを聴きながら最終的な案を決定する手続きのことをいいます。
浜松市では、平成15年4月から、この制度を導入しています。



1. 「浜松市川づくり計画(案)」とは

「川づくり計画」は、治水や河川利用、自然環境に関する様々な課題に対し、市が比較的大きな一級、二級河川を管理する国や静岡県と連携した整備を行うための計画です。「川づくり計画」では、河川の将来あるべき姿となる『川づくりの方針』を定めるとともに、当面の河川整備の方向性を示す『川づくりの基本計画』を定めています。

2. 案の公表期間及び意見募集期間

令和6年10月25日(金)～令和6年11月25日(月)

3. 案の公表先

河川課、市政情報室、区役所、行政センター、支所、協働センター、ふれあいセンター、中央図書館、市民協働センター(中央区中央一丁目)、パブコメPRコーナー(市役所本館1階ロビー)にて配布

浜松市ホームページ(<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp>)に掲載
【トップページ→ご意見・お問い合わせ→パブリック・コメント制度】

4. 意見の提出方法

意見書には、住所※、氏名または団体名※、電話番号を記入して、次のいずれかの方法で提出してください。

※住所および氏名または団体名が未記入の意見には、本市の考え方は示しません。

・個人情報、本事業においてのみ使用することとし、個人情報保護に関する法令等に基づき適正に管理します。

(意見書の様式は特に問いませんが、参考様式を添付しています。なお、意見は浜松市ホームページ上にある意見入力フォームからも直接提出できます。)

①直接持参	河川課(市役所本館4階)まで書面で提出
②郵便【はがき、封書】 (最終日の消印有効)	〒430-8652 浜松市中央区元城町103-2 河川課あて
③電子メール	kasen@city.hamamatsu.shizuoka.jp
④FAX	053-457-2368(河川課)

5. 寄せられた意見の内容および市の考え方の公表

お寄せいただいたご意見の内容は、本市の考え方とあわせて、令和7年1月に公表します。公表先は案の公表先と同じです。

6. 問い合わせ先

土木部河川課(TEL 053-457-2451)

浜松市川づくり計画（案）（概要版）

川づくり計画とは

●川づくり計画とは

「川づくり計画」は、治水や河川利用、自然環境に関する様々な課題に対し、市が比較的大きな一級、二級河川を管理する国や静岡県と連携した整備を行うための計画です。川づくり計画では、河川の将来あるべき姿となる『川づくりの方針』を定めるとともに、当面の河川整備の方向性を示す『川づくりの基本計画』を定めています。

●計画更新の経緯

平成25年7月の計画策定から概ね10年が経過したため、近年の気候変動の影響により激甚化、頻発化する水災害を踏まえ、安全で安心して暮らせる川づくりの実現を目指し、計画を更新しました。



中央区	268.42km ²
浜名区	345.85km ²
天竜区	943.85km ²
計	1558.11km ²

自然環境

●自然豊かな浜松市

浜松市は、北は赤石山脈、東は天竜川、南は遠州灘、西は浜名湖があり、豊かな自然環境に恵まれていることから、天竜奥三河国定公園、浜名湖県立自然公園、奥大井県立自然公園が指定されています。

動植物においては、静岡県のレッドデータブック等に記載されている「貴重種」植物384種、動物403種が存在しています。



コアジサシ



ヤリタナゴ

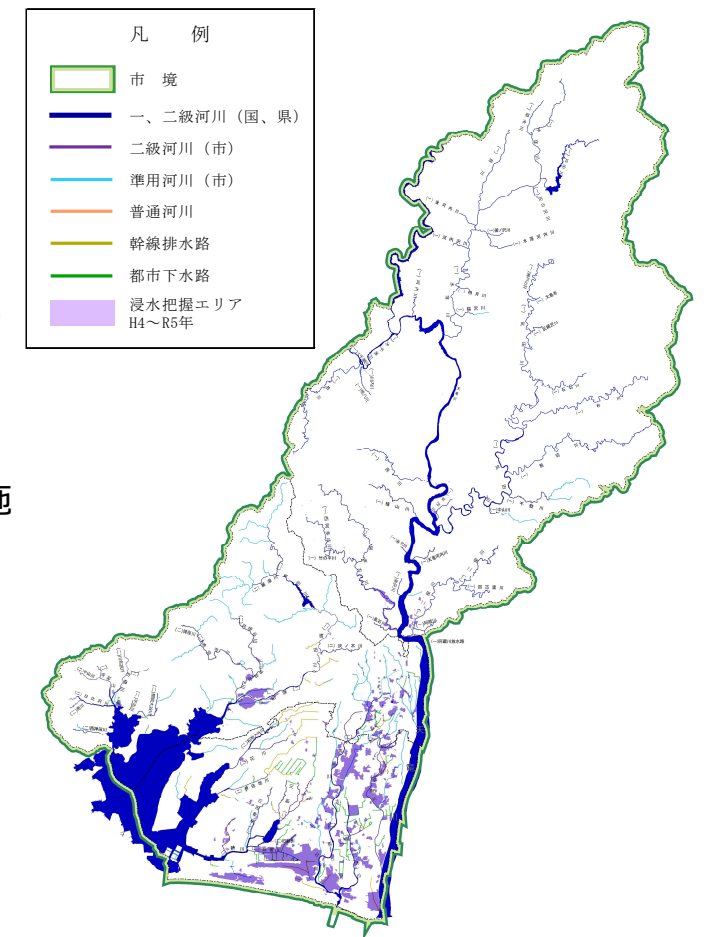


排水施設状況

●浜松市内の河川や排水施設

浜松市が管理する河川は、二級河川が5河川（延長約17km）、準用河川が66河川（延長約175km）、その他に普通河川があります。

河川以外の排水施設としては、都市下水路や農業用排水路に加えて、土木部、上下水道部、産業部が管理するポンプ場や、雨水貯留施設があります。



近年の浸水被害

●激甚化・頻発化する水災害

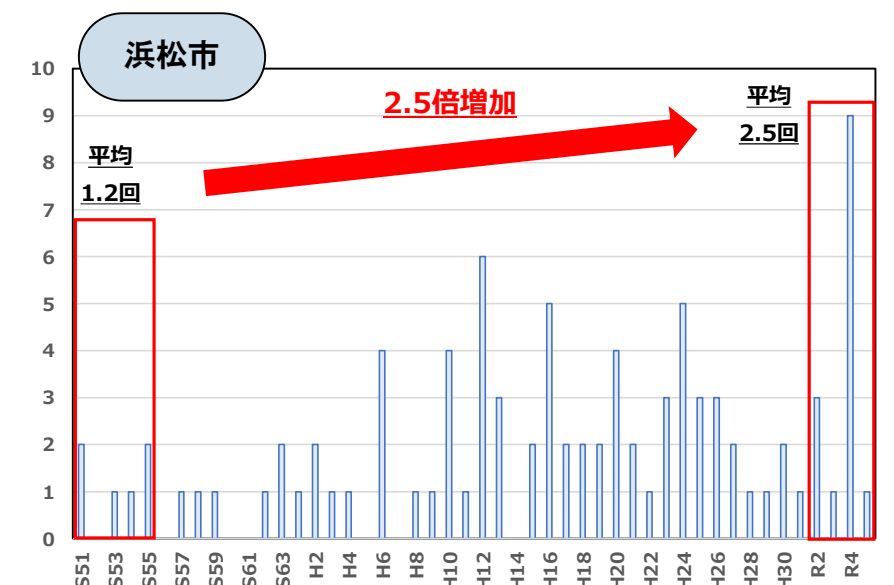
浜松市では、「令和4年9月2日」に時間雨量118.0mmの集中豪雨、「令和4年9月23日台風第15号」では総雨量280.5mm、時間雨量50.5mmの広域的な豪雨が発生し、甚大な被害が発生しました。

また、昭和51年から令和5年における時間雨量50mm以上の発生回数が、約40年前に比べて「約2.5倍」と増加傾向にあり、浸水被害の激甚化・頻発化が懸念されています。

令和4年9月2日豪雨



中央区笠井新田町



浜松市川づくり計画（案）（概要版）

気候変動と流域治水

●気候変動による影響

パリ協定の目標に基づいた分析では、将来降雨量は1.1倍、平均海面水位は0.29～0.59m上昇すると予測されています。そのため、気候変動による影響や社会の変化などを踏まえ、流域の関係者全員が協働して流域全体で行う持続可能な「流域治水」へ転換することが求められています。

Ⅱ 将来降雨の変化

＜将来降雨の予測データの評価＞

・気候変動予測に関する技術開発の進展により、地形条件をよりの確に表現し、治水計画の立案で対象とする台風・梅雨前線等の気象現象をシミュレーションし、災害をもたらすような極端現象の評価ができる大量データによる気候変動予測計算結果が整備

＜将来の降雨量の変化倍率＞ ＜暫定値＞

・RCP2.6(2℃上昇相当)を想定した、将来の降雨量の変化倍率は全国平均約1.1倍

＜地域区分ごとの
変化倍率＞

地域区分	RCP2.6 (2℃上昇)	RCP8.5 (4℃上昇)
北海道北部、北海道南部、九州北部	1.15倍	1.4倍
その他12地域	1.1倍	1.2倍
全国平均	1.1倍	1.3倍

※IPCC等において、定期的に予測結果が見直されることから、必要に応じて見直す必要がある。
※沖縄や奄美大島などの島しょ部は、モデルの再現性に課題があり、検討から除いている



●流域治水の推進

浜松市では、川づくり計画に基づき治水対策を進めていくとともに都市計画と連携して事前防災対策を推進するなど関連部局と協働して「流域治水」の実現を目指します。



川づくりの方針と基本計画

●川づくりの方針

(治水)

将来的な整備の基本となる計画規模を以下のとおりとします。計画目標としては、これらの計画規模に対する雨を安全に流下することができる整備を行うこととします。

二級河川の計画規模:50年確率規模

準用河川の計画規模:30年確率規模

※計画規模の設定には合流先河川の整備方針と整合させることができる。

(河川利用)

河川空間とまち空間が融合した良好な水辺空間を創出します。

(自然環境)

良好な生物の生息、生育、繁殖環境を保全します。

●川づくりの基本計画

(治水)

当面の河川整備の計画規模を以下のとおりとします。これらの計画規模に対する雨を安全に流下できる整備を進めます。

二級河川の計画規模：10年から30年確率規模

準用河川の計画規模：10年確率規模

※計画規模の設定には合流先河川の整備計画と整合させることができる。

また、川づくりの基本計画を検討するにあたり、計画区域となる市内全域を流域界や地域特性に基づき14ブロックに分割した上で、ブロックごとに概要、課題などをまとめました。

(河川利用)

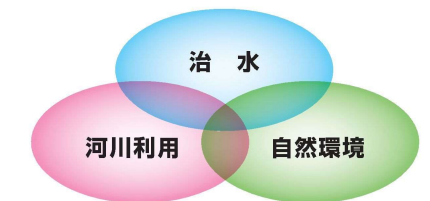
河川管理者許可の元、民間事業者及び地元住民と連携し、河川空間とまち空間が融合した良好な水辺空間の創出に努めます。

(自然環境)

関係機関と連携し、良好な生物の生息、生育、繁殖環境の保全に努めます。

●川づくり計画の対象期間

新たな浸水被害の発生や社会情勢の変化を反映するため、川づくり計画の計画対象期間は『10年間』とし、計画対象期間に整備に着手する河川は、川づくりの方針および基本計画に基づいて取り組んでいきます。



令和 6 年度 区協議会委員研修について

浜松市市民協働・地域政策課

会議のファシリテーションや発言のコツ、活発な議論を行う手法を学び、区協議会の円滑な進行と活発かつ建設的な議論の一層の充実を図るため、研修会を実施する。

対 象：区協議会委員

開催方法：会議毎の分散方式（地域分科会×6回、天竜区協議会×1回）

内 容：ファシリテーションの講師が各地域分科会及び天竜区協議会の実際の会議を傍聴し、会議終了後に講師から会議運営のポイントを助言いただく。

講 師：鈴木まり子氏（日本ファシリテーション協会フェロー）
※令和5年度区協議会委員研修講師

開催日程：11月27日（水）第8回中地域分科会終了後

研修時間：会議終了後、30分～1時間程度